

◎新潟県告示第1075号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成30年10月12日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
関 満彦（柔道整復）	関整骨院	長岡市北山3丁目40	平成30年4月1日
中條 佑哉（柔道整復）	中條整骨院・中條鍼灸院	上越市大島区大平2361-1	平成30年6月20日
中條 佑哉（はり・きゅう）	中條整骨院・中條鍼灸院	上越市大島区大平2361-1	平成30年6月20日